

## 景観配慮協議結果通知書

鎌都景第984-1号  
令和4年（2022年）10月6日

木村 道哉 様

鎌倉市長 松尾 崇

次のとおり通知します。



景観協議番号	第4-20号						
土地利用類型の名称	旧市街地の住宅地						
景観地区	<input type="checkbox"/> 内 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 外						
行為の場所 (地名地番)	鎌倉市雪ノ下三丁目694番2、694番17						
行為の種類	建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転					
	開発	<input type="checkbox"/> 土地の区画の変更 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更					
特定地区	<input type="checkbox"/> 内 ( <input type="checkbox"/> 由比ガ浜 <input type="checkbox"/> 由比ガ浜中央 <input type="checkbox"/> 鎌倉芸術館周辺地区 ) <input checked="" type="checkbox"/> 外						
協議事項	<p>＜地区の特性・課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別荘地、避暑地として発展してきた由緒ある住宅地である。</li> <li>・比較的敷地規模が大きく、ゆとりのある戸建住宅が立地している。</li> <li>・敷地内の豊かな緑、門、塀が創り出す路地などの通り空間は、趣があり、多くの市民が鎌倉らしさを感じる、貴重な景観資源である。</li> </ul> <p>＜景観形成基準に係る協議内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の屋根、外壁は基準内の色彩となっている。</li> <li>・建築設備は、通りから目立たない位置に配置されている。</li> </ul> <p>以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を理解した上で計画されているものである。</p>						
備考							